(3)～(8)　（略）

ロ・ハ　（略）

三　（略）

3～11　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(i)　（略）

(ii)　六十六歳以上七十歳未満までの定年引上げ

(iii)　七十歳以上までの定年引上げ又は定年の定めの廃止

(iv)・(v)　（略）

(vi)　六十六歳以上七十歳未満の年齢までの他社継続雇用制度（被保険者であつて定年後等（定年後又は継続雇用制度において設定した年齢の上限に達した後をいう。以下この号において同じ。）も引き続いて雇用されることを希望する者を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第二項の契約又は同法第十条の二第三項の契約を締結し、当該契約に基づき定年後等も当該希望者の雇用を確保する制度をいう。以下この条において同じ。）の導入

(vii)　七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入

(2)　（略）

（削る）

(3)・(4)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　雇用管理整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日の前日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)　（略）

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(6)　（略）

(7)　無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日の前日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(3)～(8)　（略）

ロ・ハ　（略）

三　（略）

3～11　（略）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主（既にこのイに該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。）

(1)　労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主であること。

(i)　（略）

(ii)　六十六歳以上までの定年引上げ又は定年の定めの廃止

（新設）

(iii)・(iv)　（略）

（新設）

(2)　（略）

(3)　(1)の措置を講じた日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)・(5)　（略）

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　雇用管理整備計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4)　（略）

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(6)　（略）

(7)　無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した日から起算して一年前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。